

有機農産物の日本農林規格等の一部改正案について

令和元年 11 月 8 日
農 林 水 産 省

有機農産物の日本農林規格（平成 12 年 1 月 20 日農林水産省告示第 59 号）、有機加工食品の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1606 号）、有機飼料の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1607 号）及び有機畜産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1608 号）について、現在の製造・流通の実情等を踏まえ、組換え DNA 技術を用いて生産されたものが、原材料等において使用できないことに加え、ゲノム編集技術を用いて生産されたものについても、原材料等において使用できないことを明確にする改正を行う。